⑷　出資比率
　①　構成員の数が２社の場合　すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率でなければならない。
　②　構成員の数が３社の場合　すべての構成員が、20パーセント以上の出資比率でなければならない。
⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。
　①　発注工事の契約の相手方となった者　競争参加資格が有ると決定したときから工事の請負代金の完成払をしたときまで
　②　発注工事の契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が有ると決定したときから契約の相手方が確定したときまで

7　資格審査申請書類
⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書
⑵　共同企業体等調書
⑶　経審結果通知書の写し
※平成23・24年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。(経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けている場合は、当該再認定の申請において用いたものに限る。)
⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他
⑴　共同企業体の名称は、「○○○・△△△・×××（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　中野　則夫が公告する入札参加資格の確認を受けること。
⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
　5⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

平成25・26年度において首都高速道路株式会社が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の競争参加資格を得ようとする方の申請方法等について、次のとおり公示します。

平成24年10月24日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　菅原　秀夫

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13

1　申請を受け付ける工事種別及び業種区分
⑴　工事種別（建設工事）　工事種別は、次に掲げるとおりとします（かっこ書は、各工事種別に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）別表の上欄に掲げる建設工事の種類です。）。
　①　土木工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、水道施設工事）
　②　建築工事（建築一式工事､鋼構造物工事、建具工事、清掃施設工事）
　③　舗装工事（ほ装工事）
　④　鋼橋工事（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事）
　⑤　プレストレストコンクリート橋工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事）
　⑥　電気工事（電気工事）
　⑦　電気通信工事（電気通信工事、消防施設工事）
　⑧　管工事（管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事）
　⑨　塗装工事（塗装工事）
　⑩　造園工事（造園工事）
　⑪　機械器具設置工事（鋼構造物工事、機械器具設備工事、清掃施設工事）
　⑫　遮音壁工事(土木一式工事､とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事)
　⑬　標識工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、板金工事）
　⑭　区画線工事（塗装工事）
　⑮　道路保全土木工事(土木一式工事､とび・土工・コンクリート工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、造園工事）
　⑯　道路保全施設工事（建築一式工事、電気工事、管工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、水道施設工事、消防施設工事）
　⑰　その他上記以外の工事（屋根工事、鉄筋工事、浚渫工事、板金工事、ガラス工事、さく井工事）
　⑱　道路清掃
⑵　業種区分（測量・建設コンサルタント等）
業種区分は、次に掲げるとおりとします。
　①　調査
　　㋐土質・地質調査　㋑環境調査　㋒交通調査　㋓計画調査　㋔補償調査　㋕その他調査
　②　設計
　　㋐橋梁設計　㋑トンネル設計　㋒道路設計　㋓その他土木設計　㋔建築設計　㋕電気設備設計　㋖電気通信設備設計　㋗管設備設計　㋘機械器具設置設備設計　㋙その他設備設計　㋚土木施工管理　㋛建築施工管理　㋜設備施工管理
　③　測量
　　㋐測量一般　㋑航空測量
　④　試験
　　各種試験及び点検

2　定期受付時の申請方法　申請方法は、一元受付に参加している各機関の資格申請を一括して行うことができるインターネット一元受付による方法をご活用ください。
なお、インターネットによる申請が困難な方に限り、書類による申請を受け付けます。
⑴　インターネット一元受付による申請
　①　申請方法等の確認　インターネット一元受付による申請には、パスワードの事前取得が必要です。平成24年11月１日（木）から11月30日（金）までの間にパスワードの申込みをしてください。詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。
　②　申請用データの受付期間　建設工事、測量・建設コンサルタント等とも平成24年12月３日（月）から平成25年１月15日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日（土）～１月３日（木））の終日を除きます。）の９時00分から17時00分までの間
⑵　書類による申請　申請方法は郵送受付のみです。持参での申請は受付をいたしませんのでご注意ください。
また、申請内容等に不備があるときは受理できませんので、十分確認の上郵送してください。
　①　申請書の入手方法
　　ア　入手方法　次に掲げる当社ホームページの「入札契約情報」の「競争参加資格」から申請書及び申請書類作成の手引きをダウンロードしてください。
　　http://www.shutoko.co.jp/business/qualify
　　イ　配布時期（ホームページへの掲載開始時期）　平成24年11月１日（木）
　②　申請書等の提出期間
　　ア　建設工事を希望される方　平成25年１月４日（金）から１月15日（火）まで(当日消印有効)
　　イ　測量・建設コンサルタント等を希望される方　平成25年１月16日（水）から１月25日（金）まで（当日消印有効）
　③　申請書等の提出先　８に同じ

3　随時受付時の申請方法　定期受付が終了した後は、平成25年３月から随時受付を行います。この場合は、書類による受付のみとします。
⑴　申請書の入手方法　2⑵①アに同じ
⑵　申請書等の提出　建設工事、測量・建設コンサルタント等とも平成25年３月１日（金）から受付を開始します。
持参､郵送どちらの方法でも受け付けます。
なお、資格の認定は事務手続上、原則として、申請日の翌々月の１日となりますので、ご注意ください。
提出先は、８に同じ。

4　競争に参加することができない方　建設工事は競争参加資格認定に関する準則(平成17年準則第19号)第２条第１項第１号イからハまで、測量・建設コンサルタント等は同条第２項第１号イからハまでに掲げる方

5　資格審査
⑴　建設工事　４に該当しない方については、次の①及び②の項目に基づき総合点数を算出し、希望工事種別ごとで高点順に配列し、等級を付して資格があると認定します。
４に該当する方については、資格がないと認定します。